

奈良県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年八月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岩間歯科	北葛城郡王寺町王寺二丁目七番 二二三号 亀井興産ビル三階	平成三十年四月三 十日
岡田薬局	四 生駒郡斑鳩町興留五―一―二	平成三十年五月三 十一日